

平成27年第6回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成27年12月11日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 諸般の報告
第 3 報告第 7号 平成27年度定期監査報告（第2次）について
第 4 承認第13号 専決処分の承認について
「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」（第8号）
第 5 議案第57号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
第 6 議案第58号 羽幌町し尿前処理施設設置条例
第 7 議案第59号 羽幌町し尿等の処理に関する条例
第 8 議案第60号 羽幌町民間賃貸集合住宅建設促進助成条例
第 9 議案第61号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
第10 議案第62号 羽幌町住宅改修促進助成条例の一部を改正する条例
第11 議案第63号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例
第12 議案第64号 指定管理者の指定について
第13 議案第65号 指定管理者の指定について
第14 議案第66号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）
第 1 5 議 案 第 6 7 号
平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
第16 議案第68号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
第17 発議第20号 議員の派遣について
第18 発議第21号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○追加日程

- 第 1 議案第69号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）

○出席議員（11名）

1番 村田 定人 君	2番 金 木 直文 君
3番 阿 部 和也 君	4番 船 本 秀雄 君
5番 小 寺 光一 君	6番 熊 谷 俊幸 君
7番 平 山 美知子 君	8番 磯 野 直 君

建設水道課長	三石	上川	敏隆	文一	君君
建設水道課長	笹	川	寧	滿	君君
建設水道課長	宮	崎	大	生	君君
建設水道課長	山	川	惠	聰	君君
建設水道課長	小笠	原		繁	君君
建設水道課長	鈴木	木	章	裕	君君
建設水道課長	上	田	博	樹	君君
建設水道課長	渡	辺	慎	也	君君
建設水道課長	佐々	木	良	治	君君
建設水道課長	大	平	康	治	君君
建設水道課長	木	村		司	君君
建設水道課長	高	橋	和	美	君君
建設水道課長	木	村		伸	君君
建設水道課長	高	橋		輝	君君
建設水道課長	春日	井	征	浩	君君
建設水道課長	杉	野	延	佳	君君
建設水道課長	藤	井	正	子	君君
建設水道課長	湊		裕	己	君君
建設水道課長	永	原		樹	君君
建設水道課長	大	西	将	之	君君
建設水道課長	今	村	裕		君君

選挙管理委員会
事務局 長

飯 作 昌 巳 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局 長

井 上 顕 君

総務係 長

清 水 聡 志 君

書 記

土清水 彬 君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

5番 小寺光一君 6番 熊谷俊幸君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第7号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第7号 平成27年度定期監査報告（第2次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました平成27年度定期監査報告（第2次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査（第2次）を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象であります。船本監査委員とともに、平成27年10月15日から10月26日までのうち8日間にわたり、社会教育課ほか、ごらんの対象機関を実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果であります。財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきましては、次のとおり報告をさせていただきます。2ページをお開き願います。最初に、福祉課について申し上げます。(1)、社会福祉状況、①、福祉タクシー利用状況であります。障がいの程度に応じましてタクシーの乗車券を該当者に年間24枚、また12枚を交付しているものでありますが、27年度9月末現在の総交付枚数は1,944枚で、うち総利用枚数は605枚となっております。次に、②の児童手当の支給状況では、26年度及び27年度9月末までの受給者数等をあらわしたものでございます。内容は記載のとおりでありますので、以下省略させていただきます。③、保育所入所状況であります。9月末現在の園児在籍数は、羽幌保育園14名、認定こども園まきは34名、計で48名となっております。④、平成27年度幼稚園就園奨励費補助金の状況ですが、ア、9月末の対象園児数は藤幼稚園35名であります。次のページをお開き願います。イ、補助金交付状況では、国と町合わせまして381万3,800円となっております。次に、⑤の平成27年度認定こども園施設型給付費の状況ですが、ア、9月末の対象園児数は、まき幼稚園104名、まき保育所34名、合わせて138名で、イ、負担金の支出状況は、国、道、町合わせて、まき幼稚園分は612万609円、まき保育所分は2,055万2,810円、合わせて2,667万3,419円となっております。⑥の地域福祉基金状況から次のページの⑧の福祉バス利用状況につきましては、説明を省略させていただきます。⑨の老人クラブ等助成金交付状況では、前年同期に比較し、団体数は9団体で増減はありませんが、会員数は9人減少し、238人となっております。交付決定額は8,100円の減で、前年度とほぼ同額の120万7,200円であります。⑩の敬老会事業助成金交付状況及び⑪、敬老記念品贈呈状況につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページをお開き願います。(2)、国保医療状況の①、各医療費支出状況では、会計区分ごとの扶助費等の費用をあらわしたものでございます。内容は記載のとおりでありますので、以下省略させていただきます。

6ページをお開き願います。健康支援課でございます。(1)、各種検診実施状況と(2)、各種予防接種実施状況は、検診及び予防接種区分ごとの対象者数等を26年度実績と27年度9月末現在の状況をあらわしたものでございます。ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

7ページをお開き願います。(3)、すこやか健康センター利用状況及び(4)、介護認定状況につきましても、ごらんいただくことにより、説明は省略させていただきます。

8ページをお開き願います。③、要介護認定者介護サービス利用状況では、平成27年8月末現在における認定者のサービス利用状況を介護度ごとに在宅と施設入所者の人数をあらわしたものであります。利用者は、昨年度同期と比較し18人多い412人となっております。

(5)、特別養護老人ホーム及び(6)、しあわせ荘短期入所生活介護につきまして

は、説明を省略させていただきます。

9ページをお開き願います。(7)、介護保険給付状況の①、居宅介護、居宅支援サービス費の27年度9月末実績では、前年度同期に比較しまして件数で180件減の5,649件、支給額で2,134万6,776円減の2億9,862万3,083円となっております。

②、介護保険給付費等準備基金状況以下、10ページの(9)、緊急通報装置設置状況まで、ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

次に、(10)、医師研究資金等貸し付けであります。平成27年度における4月から9月末までの貸し付けは9名で3,225万円、また償還免除は6名で3,000万円となっております。平成27年9月末現在の貸付額は、5,525万円となっております。

(11)、助産師看護師修学資金貸し付けであります。平成27年度における4月から9月末までの貸し付けは4名で120万円、償還1名、40万円で、平成27年度9月末現在の貸付額は440万円であります。

(12)、助産師看護師修学基金につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、11ページをお開き願います。町民課について申し上げます。(1)、総合受け付け状況につきましては、記載のとおりの内容となっております。ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

12ページをお開き願います。(2)、公営住宅管理状況、①、管理戸数及び入居状況の下段にあります空き家戸数は、平成27年9月末現在126戸で、前年同期より10戸増となっております。

(3)の平成26年度集会所利用状況から14ページの(8)の海鳥保護基金状況までは、ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

(9)、北海道海鳥センター入館者状況であります。27年度9月末現在の入館者は前年同期に比較して725人増の1万8,745人で、平成9年度オープン以来の累積では35万8,337人となっております。

15ページをお開き願います。(10)、生活路線バス通学定期運賃補助金交付状況であります。27年度の通学対象者数17名に対しまして定期運賃の額に100分の15を乗じて得た補助金額は、71万1,600円となっております。

(11)、平成26年度の生活路線バス維持費補助金交付状況であります。羽幌町が関与する対象路線の補助金額のうち羽幌町の補助金交付額は、表の右下の合計396万9,000円となっております。

(12)、平成26年度の離島航路事業補助金交付状況であります。表にあります離島航路旅客運賃補助は、離島住民に対しての高速船に係る急行料金の割引補助で、町の単独補助であります。4月、フェリー一点検のため高速船のみの運航時に係る急行料金の10割、また通常期間における急行料金の3割を補助するもので、102万6,020

円となっております。次に、離島航路旅客定期航路事業補助であります。表右の摘要欄に記載しております運賃割引事業につきましては、北海道との協調補助で離島住民に対し航路運賃の割引補助をしているもので、羽幌町の補助金交付額は214万442円であります。次の同一の補助事業名で摘要欄に記載の離島航路事業につきましては、離島航路に係る欠損補助で、国庫補助事業であります。補助残につきましては道と町おのおの2分の1の協調補助で、羽幌町の補助金交付額は1,143万4,713円であります。

以下、16ページの(13)、交通対策事業基金状況から(15)、町内循環バスほっと号利用状況までの説明は省略いたします。

17ページをお開き願います。財務課について申し上げます。(1)、町税収納状況であります。9月末現在の収納率を合計欄で申し上げますと、現年度分と滞納繰り越し分の合計は62.81%で、前年度に比較し、0.45ポイント減少しております。

以下、18ページの(2)、保険税収納状況から19ページの(7)、契約状況までの説明は省略させていただきます。

20ページをお開き願います。出納室について申し上げます。有価証券及び出資による証券の保管状況であります。株式等は会計管理者において保管されており、9月末現在の合計額は5,314万4,000円で、前年同期と同額であります。

21ページをお開き願います。総務課について申し上げます。(1)、職員配置状況であります。表の右側の下段の合計欄に記載のとおり、定数160人に対して現員数は126人、定数外職員は113人の合計239人ですが、前年同期より現員数が2人減少しております。

(2)、役場庁舎等整備基金状況につきましては、説明を省略させていただきます。

22ページをお開き願います。地域振興課について申し上げます。(1)、人づくり事業基金状況から(3)、まちづくり応援基金状況につきましては、説明を省略させていただきます。

(4)、まちづくり応援寄附金、ふるさと納税について申し上げます。平成27年度の9月までの状況ですが、道内居住者135件、道外居住者942件、合計1,077件で、1,727万4,000円の寄附となっております。

23ページをお開き願います。教育委員会所管であります学校管理課について申し上げます。(1)の奨学基金運用状況では、基金運用額は前年度と同額の1,472万円で、内訳は表の右側に記載のとおり、貸付金が547万2,000円、現金は924万8,000円あります。

(2)、スクールバス利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

24ページをお開き願います。(3)、小学校、中学校の現況についてであります。10月1日現在の児童数、生徒数を前年同期に比較しますと、羽幌小学校では317人で4人減少しておりますが、羽幌中学校では6人増加し、157人となっております。

以下、説明を省略させていただきます。

25ページをお開き願います。社会教育課について申し上げます。(1)、郷土資料館入館状況、(2)、焼尻郷土館入館状況は、説明を省略させていただきます。

(3)の体育施設利用状況ですが、9月末現在では前年同期に比較し、4,571人増の合計7万4,319人となっております。増の要因は、青少年による陸上競技場の利用等が主なものでございます。

26ページをお開き願います。(4)、文化協会加盟団体状況及び(5)、体育協会加盟団体状況であります。前年度同期に比較して加盟団体数は体育協会加盟団体が1増の13団体で、合計で52団体であります。会員数は、文化協会が37人減の518人、体育協会は80人減の596人です。

(6)の中央公民館利用状況では、9月末現在1万8,925人で、前年同期より407人減少しております。

(7)、図書館利用状況は、記載のとおり内容となっております。

以上で平成27年度第2次定期監査報告といたします。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第7号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号 平成27年度定期監査報告(第2次)については原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第13号

○議長(森 淳君) 日程第4、承認第13号 専決処分の承認について「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」(第8号)を議題とします。

私森議長は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場いたします。

なお、議長は寺沢副議長と交代いたします。

暫時休憩します。

(議長 森 淳君 退場)

(議長交代)

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○副議長（寺沢孝毅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）について承認の内容説明を求めます。
財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました承認第13号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めます。

平成27年12月10日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）を専決処分したので、議事に報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。一般行政事業に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたものでございますが、専決理由は名誉町民である森悟氏の町葬経費及び電算システム導入委託の補正を行ったものでございます。

専決処分は、平成27年9月24日付でございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ818万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3,139万6,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。歳出の2款総務費、一般管理費において通信運搬費42万4,000円と電算システム導入委託料417万3,000円の補正は、マイナンバー制度におけるセキュリティー対策として新たなインターネット環境を整備するものでございます。同じく、羽幌町葬補助金359万1,000円の補正は、名誉町民である森悟氏の町葬経費の補助金でございます。財源は、いずれも前年度繰越金を充てております。

以上、今回専決処分をいたしました補正内容についての説明であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（寺沢孝毅君） これから承認第13号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（寺沢孝毅君） これで承認第13号の質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第13号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(寺沢孝毅君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第13号は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで議長の交代をします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

(議長 森 淳君 入場)

(議長交代)

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第57号

○議長(森 淳君) 日程第5、議案第57号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長(飯作昌巳君) ただいま上程されました議案第57号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成27年12月10日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴いまして、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものであります。

それでは、内容の説明をいたしますので、次のページをお開きください。羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例。

初めに、第1条、趣旨であります。番号法には地方公共団体が条例で定める事務については個人番号を利用できる旨が規定されており、この規定に基づき、個人番号の利用に関して必要な事項を定めることを目的としております。

次に、第2条、用語の定義でございますが、この条例において用いる用語を定めておりました。それぞれ番号法に定められる用語を引用してございます。

次に、第3条、町の責務でございますが、個人情報保護の観点から、個人番号等の利用に際し、適正な取り扱いを確保するとともに、国との連携を図りながら地域の特性に

応じた施策を実施するものとしております。

次に、第4条、個人番号の利用範囲であります。第1項は個人番号を利用することが番号法で規定されている事務、いわゆる法定事務を処理するために利用する特定個人情報と他の法定事務の処理にも利用する庁内連携が行えるよう規定するものであります。ただし、情報提供ネットワークシステムを使用して他の地方公共団体から特定個人情報の提供が受けられる場合は、庁内連携による利用はできない旨定めております。

第2項は、第1項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例等により当該特定個人情報と同一の情報を含む書面の提出を義務づけている場合においては、当該書面の提出があったものとみなす規定でございます。

以上が本条例の内容でございます。なお、条文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成28年1月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第57号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号～議案第59号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第58号 羽幌町し尿前処理施設設置条例、日程第7、議案第59号 羽幌町し尿等の処理に関する条例、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） ただいま上程されました議案第58号 羽幌町し尿前処理

施設設置条例及び議案第59号 羽幌町し尿等の処理に関する条例の制定につきまして、提案理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

平成27年12月10日提出、羽幌町長、駒井久晃。

提案理由でございますが、羽幌町し尿前処理施設設置条例は、羽幌町下水道条例（平成14年羽幌町条例第1号）に定めます終末処理場においてし尿及び浄化槽汚泥を処理するため、し尿前処理施設を設置するために制定しようとするものであります。

また、羽幌町し尿等の処理に関する条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づき、町が行うし尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものであります。

まず最初に、羽幌町し尿前処理施設設置条例の内容についてご説明申し上げます。第1条では、羽幌町下水道条例に定めます終末処理場においてし尿及び浄化槽汚泥を処理するために、し尿前処理施設を設置する旨規定しております。

第2条では、施設の名称及びその位置を規定をいたしております。

第3条では、羽幌町し尿前処理施設の管理を羽幌町下水道終末処理場の管理にあわせて行う旨規定しております。

第4条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める旨を規定しております。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

次に、羽幌町し尿等の処理に関する条例の内容についてご説明申し上げます。第1条ではこの条例の趣旨を、第2条では土地及び建物の占有者が便所または浄化槽等の施設及び設備について環境衛生上支障とならないように管理し、常に清潔の保持に努めなければならない旨を規定しております。

第3条では、し尿等の収集区域は羽幌町全域である旨を規定しております。

第4条では、し尿等の処分等は羽幌町し尿前処理施設において処分する旨を規定しております。

第5条では、し尿等の収集及び運搬並びに処理手数料の徴収を委託することができる旨を規定しております。

第6条では、町は別表に定める処理手数料を徴収する旨を規定をしております。

第7条では、処理手数料を減免することができる旨を規定をしております。

第8条では、浄化槽清掃業の許可について規定をしております。

第9条では、浄化槽汚泥収集運搬業の許可について規定をいたしております。

第10条では、許可証の交付についてを規定しております。

第11条では、第8条及び第9条の許可を受けようとする者で新規または更新時に申請する際の手数料を1万円、再交付時は1,000円とする旨を規定をしております。

第12条では、許可業者が事業の変更もしくは休業または廃業するときには、その旨

を町長に届け出なければならない旨を規定しております。

第13条では、立入検査をすることができる旨を規定しております。

第14条では、この条例の施行に際し必要な事項は規則で定める旨を規定しております。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表につきましては、それぞれの処理手数料を規定しておりますが、ごらんをいただきまして、説明は省略させていただきます。

なお、この条文の読み上げにつきましては、ただいまの説明をもちまして省略をさせていただきますというふうに思っております。

以上をもちまして条例の制定に係る提案理由とその内容の説明とさせていただきます。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案審議を行います。先ほど2件について一括議題とする旨を報告しましたが、質疑に関しては2件別々に行いますので、ご理解よろしくお願いたします。

議案第58号 羽幌町し尿前処理施設設置条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 羽幌町し尿前処理施設設置条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 羽幌町し尿等の処理に関する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 羽幌町し尿等の処理に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第60号 羽幌町民間賃貸集合住宅建設促進助成条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） ただいま上程されました議案第60号 羽幌町民間賃貸集合住宅建設促進助成条例について、提案理由とその内容につきましてご説明を申し上げます。

平成27年12月10日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。本町への定住を目的に良質な民間賃貸集合住宅の建設を促進し、当該建設費用の一部助成等に係る規定を整備するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、各条項で規定いたします内容につきましてご説明申し上げます。次のページをお開き願います。第1条は、目的でありまして、先ほどの提案理由でも述べましたが、民間賃貸集合住宅を建設する方に対し、その費用の一部を助成することにより、良質な賃貸住宅の建設を促進し、町内への定住を図るものであります。

第2条は、定義といたしまして、この条例における賃貸住宅の条件を示しております。住宅の条件といたしましては、1棟当たり2戸以上の賃貸契約を締結するもの、1戸当たりの住宅規模が25平方メートル以上で、上下水道、玄関、台所、便所、浴室が戸別に設置されるもの、建築基準法その他関係法令の基準に適合しているもの、建設業法で規定する建築工事業の許可を受けている業者が施工することとし、組み立て式仮設住宅、親族が入居、または会社の従業員等が入居するもの、公共事業等により補償を受けて建設する住宅については対象外としております。

次に、第3条では、助成の対象となる方を規定しております。対象者は、税や公共料金の滞納をしていない方、1戸当たりの家賃額として面積25から45平方メートルまでの場合には3万5,000円、45平方メートル以上の場合には4万5,000円を上限に設定できる方、暴力団員でない方としております。

第2項では、本条例の対象とする住宅について毎年度要件等を設定し、事業者を募集するものとしております。

次のページをお開き願います。第4条では、助成措置として賃貸住宅の建設に係る助成内容を記載しております。

第5条では、助成金の額を規定しております。助成額は、離島地区とそれ以外、建設業者の住所、1戸当たりの住宅面積に応じて区分を設けております。離島地区以外で建

設業者の住所が町内の場合、1戸当たりの面積25平方メートル以上45平方メートル未満、1戸につき100万円、45平方メートル以上が200万円、建設業者の住所が町外の場合につきましてはそれぞれの助成額の2分の1の額としております。また、離島地区につきましては、建設業者の住所要件は設けずに、25平方メートル以上45平方メートル未満が1戸につき300万円、45平方メートル以上が1戸につき500万円としております。

次に、第6条から第13条までは、助成金の交付手続について規定しております。第6条では交付申請と決定に係る手続、第7条では決定内容に変更があった場合の手続、第8条では工事に着手した際の届け出の義務について、第9条では賃貸住宅の施工現場を町職員が確認できることについて、第10条では工事完成時における実績報告書の届け出義務について、第11条では実績報告書受理後における完了検査を実施することについて、第12条では検査結果に伴い、助成金の額を確定することについて、次のページをお開き願います。第13条では助成金の請求に係る規定を設けております。

第14条では、助成金の交付決定に係る取り消しと返還について規定しております。

第15条では、地位の承継についてであり、助成金の交付を受けた方が違う方にその地位を承継する場合の規定を設けております。

第16条は、報告として、助成金の交付を受けた方に対しまして入居状況等の報告を求めることができる旨の規定を設けております。

第17条は、委任として、規則への委任を規定しております。

附則、第1項、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2項、この条例は、平成33年3月31日付でその効力を失う。本事業は5年間の制度といたしまして、町内における住宅事情や需要を勘案しながら実施をしていきたいと考えております。なお、第3条第1項第2号の家賃額、第14条の助成金の交付決定に係る取り消し等、第15条の地位の承継、第16条の報告等の規定につきましては、条例失効後も助成金の交付を受けた日の属する年度の末日から10年間は効力を有するものとしております。

以上が本条例における規定事項でございます。

なお、条文の読み上げにつきましてはただいまの規定事項の説明をもって省略いたしますことにご理解を賜り、条例制定に係る提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第60号 羽幌町民間賃貸集合住宅建設促進助成条例について質疑を行います。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） この条例につきましては、昨日も触れさせていただいたのですけれども、ぜひとも条例の効果を上げて住宅不足解消に向かって、そういうふうになっていただきたいものだというふうに願っております。

ちょっと確認したいことがあるのですが、昨日のこの条例に関する答弁の中で住宅が過剰にならないような注意も一方では払いながら運用していきたいということがございました。その具体的な手法についてお聞きしたいのですが、例えば平成28年度、来年度募集する際に一定の住宅の戸数の枠とか、あるいは予算とか、そういったものを設けながら5年間様子を見ながら継続していくのか、それとも枠を設けずに、ある程度ちょうどいいバランスになったという判断がされたときにそこで枠を設けるのかとか、その辺の今後の5年の流れについてご質問させていただきます。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えをいたします。

毎年度住宅の入居状況を確認しながら、5年間のトータルではなくて毎年度の状況を見ながら戸数の枠を設けながら実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） ということは、毎年度毎年度募集の規模が変わるということだと思うのですが、それは戸数でやっていこうとされているのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 寺沢議員のご質問にお答えします。

戸数に関しては、現在当町では民間の方が2社ですか、建設している状況でございます。ついでという言い方は失礼ですが、町村会でこのたび岡山のまちを視察してきたのですが、そのまちは、当町も計画していましたが、建設業者がおらず、土地を提供して、その土地をもとに住宅、アパート建設をやっていただいているというような状況でございました。それは、そういう土地がないと業者も借入れをしてアパートを建てられないという状況でございました。それで、当町では今申し上げましたように事業者が2社現在やっておりますので、新年度においてどういう状況かはうちのほうでは直接把握できる状況にございませんので、そういった数を勘案しながら、それから当然補助金という予算執行も伴ってきますので、予算の規模等もこれから財務課と詰めて、年度年度どれぐらい必要なのか、件数が必要であって財源も必要という格好になりますので、業者自体がたくさん建てる時には民間の方も一遍に建てても需要と供給のバランスが崩れてもご迷惑をかけるような状況にもなろうかと思っておりますので、その辺は年度年度で変わることはあるかと思っております。なるべく安定した形は当然必要だと思いますけれども、そういった変化はあるかもしれないという状況で、28年度で新しくやる事業でございますので、そういった見通しもまだよく把握できないような状況でございます。ただ、足りないのは間違いのない状況できておりますので、申し上げますと私が就任前には金融機関を通じて建設業者に組合等そういった形態でアパート建設をお願いするというような状況もつくってみたのですが、金融機関によりまですとなかなか乗ってくる業者がないというようなことで、今度こういう方式を新たに始めまして、先ほど申しました岡山初め、全国でこういった取り組みをやっている状況で

ございますので、ご質問の件数については、そういった初めてのことで、相手がいらっしやるのと、新たにこの事業に乗ってられるというか、協力していただける業者の数もまだ定かでないような状況でございますので、不確定といえますか、そういった状況で進むことをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 実は今の町長の答弁、なかなかよく頭の中で整理できなかったのです。大変申しわけないのですけれども。その辺については、これから詳細詰められるというようなことで理解をまずはしたいというふうに思います。とにかく初めてやられるということで、これからいろいろと、民間で2社が住宅を建設中であるという説明だと思っておりますけれども、その応募に対する入居戸数なんか、そういう推移を見ながら今後新年度判断されたいということです。効果しっかり上げられるようにご期待を申し上げます。

以上です。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 羽幌町民間賃貸集合住宅建設促進助成条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第61号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました議案第61号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成27年12月10日提出、羽幌町長。

提案理由であります。地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）の施行に伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

羽幌町税条例等の一部を改正する条例（平成27年羽幌町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正の要点は、本年5月の臨時議会で提案いたしました税条例の一部改正についてマイナンバー制度導入に伴う改正の承認をいただきましたが、個人番号関連で引用条項等の改正があったことから、羽幌町においても同様に改正するものでございます。

改正条文につきましては以下のとおりとなっておりますが、ただいま説明した関連部分での加える、または除くということでご理解願いたいと思います。

改正条文の説明につきましては、省略をさせていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第61号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号

○議長（森 淳君） 日程第10、議案第62号 羽幌町住宅改修促進助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） ただいま上程されました議案第62号 羽幌町住宅改修促進助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容についてご説明申

上げます。

平成27年12月10日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、平成27年度をもって終了となります現助成制度について、制度を存続することにより住宅の改修等を促進し、快適で良好な住環境の整備と町内建設業者の振興を図るとともに、除却工事への助成については廃止するため、改正をしようとするものであります。

次のページをお開き願います。改正内容につきましては、別にお配りをしております羽幌町住宅改修促進条例新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思っておりますので、別にお配りした対照表をごらん願いたいというふうに思います。なお、下線を引いてありますところが改正の箇所となっております。

まず、第1条では、「除却工事」及び「及び老朽家屋の除却」を削り、「並びに」を「及び」に改めるものでございます。

第2条第2号では「除却」を削り、同条第4号ではただし書きを削るものでございます。

第5条第1項第2号では、「居住している者。」を「居住している者」に改め、同号ただし書きを削るものでございます。

附則第2項では、「平成28年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、別表の除却工事の項を削るものであります。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成28年3月31日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第62号 羽幌町住宅改修促進助成条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 除却についての補助がこの条例の中では打ち切られるという中身であります。100万円以上かかる住宅改修のうちの20万円補助という中身の除却部分ということで、そういうふうな形ですけれども、委員会の中でも私この部分について質問させていただきました。これは、空き家対策の中でこれにかわる補助メニューが出てくるからだというご説明でありました。そこで、お聞きしたいのですけれども、具体的にどのような中身で老朽化した家屋の除却に関する補助メニューが出てくるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えします。

空き家対策につきましては、羽幌町の空き家対策計画という計画を現在作成中でございます。その中で空き家に係るいろんな処分等とかを規定する中で、空き家の除却もそうなのですけれども、有効活用という部分を含めた助成制度を設けております。中身

につきましては現在詰めている最中でございまして、新年度から実施できるような制度化に向かって今中身を詰めている最中でございます。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 空き家の除却をどんどん進めていかなければ、地域によっては非常に厳しい状況であるということは行政側の皆さんもご承知かというふうに思います。そこで、除却に係る費用が100万円以上で、そして20万円を補助するという、これまであったメニューよりも後退するようでは空き家対策というものがこれまでよりもちょっとおくれるのかなという心配があります。ですから、少なくともこれまでよりももう少し進んだ形の除却に対する支援策というものを私は期待したいのですけれども、そのような中身で検討されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えします。

現在検討中で、具体的な額は設けられませんが、今の制度よりは下がることはないような部分では検討します。また、先ほども触れたのですけれども、後々空き家にならないような、そういう利活用という部分のこともあわせて考えなければいけないというのがありますので、その辺の事業化も含めてトータルで財源も考えて制度化を詰めていきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） その制度化についてですけれども、条例という形で提案されるのか、それとも条例ではない形で提案されるのか。つまり議会のこういった場で議論されるような格好がとられるのかどうかという、その辺のことといつまでにそれをつくり上げようとしているのか、その2点をお聞きします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えします。

内容につきましては、現在要綱で制定しようというふうに考えております。先ほども触れたのですけれども、現在4月から実施できるような形で総務常任委員会のほうでも所管事項、事務調査に入っておりますので、その中で説明をしながら制度設計をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 羽幌町住宅改修促進助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第63号

○議長(森 淳君) 日程第11、議案第63号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長(熊木良美君) ただいま上程されました議案第63号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成27年12月10日提出、羽幌町長。

提案理由であります。障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障がい者等の雇用及び自立の促進、障がい者の職業の安定化を図るとともに、当町の障がい者福祉計画における就労支援を目的に、当該条例の助成対象者と助成額の箇所におきまして障がい者に関する要件を新たに加え、同時に事業者の遵守要件を追加するものであります。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所に下線を引いて表示しております。

資料1 ページ目中段、第2条をごらん願います。第2条の定義につきましては、第4号として身体、知的、精神等の障がい者に位置づける範囲の規定を新たに加えるものであります。

ページをめくって、2 ページ目中段、第3条、第3条の助成対象の利用者につきましては、第6号として労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づく労働関係法令の遵守事業者の規定を加え、整理するものであります。

次に、3 ページ目中段から下段の第4条であります。第4条の助成金につきましては、第2項の第1号から第3号の各号に対しまして文言の整理を行うとともに、ただし書きにて障がい者の新雇用に係る助成金額の規定を加えるものであります。第1号の常

用パートの場合は18万円に、第2号では町民を1年を超えて正社員として雇用し、雇用者数が増加した場合は48万円に、第3号では町民を1年を超えて正社員として雇用し、雇用者数が増加した場合の2年目及び3年目は48万円を交付する内容であります。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第63号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号

○議長（森 淳君） 日程第12、議案第64号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） ただいま上程されました議案第64号 指定管理者の指定について、その内容と提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成27年12月10日提出、羽幌町長。

記、1、公の施設の名称、羽幌町立特別養護老人ホームしあわせ荘。

2、指定管理者となる団体の名称、羽幌町南7条3丁目1番地、社会福祉法人羽幌町社会福祉協議会会長、江幡昭。

3、指定期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日（5年間）。

提案の理由でございますが、羽幌町立特別養護老人ホームしあわせ荘は、平成18年4月1日から平成28年3月31日まで、指定管理者制度に基づき、羽幌町社会福祉協

議会が指定管理者として施設の管理運営を行っております。管理運営の状況につきましては適正に行っており、平成21年12月からのユニット型サービスの提供開始時には職員研修によりサービス提供に対する理解や知識を深めるなど、質の向上にも努めております。平成28年3月で指定管理期間が終了するに当たり、今後も入所者に適切なサービスを提供していくためには入所者及びご家族と施設職員との継続的な人的信頼関係は必要不可欠であり、指定管理者の変更は入所者の心身に大きな影響を及ぼす懸念があること、また事業の運営については適正運営に努め、良好に行っている状況にありますことから、羽幌町社会福祉協議会を指定管理者として指定したく、提案するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第64号 指定管理者の指定について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

○議長（森 淳君） 日程第13、議案第65号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） ただいま上程されました議案第65号 指定管理者の指定について、その内容と提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成27年12月10日提出、羽幌町長。

記、1、公の施設の名称、羽幌町デイサービスセンター。

2、指定管理者となる団体の名称、羽幌町南7条3丁目1番地、社会福祉法人羽幌町

社会福祉協議会会長、江幡昭。

3、指定期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日（5年間）。

提案の理由でございますが、羽幌町デイサービスセンターにつきましては、平成8年2月の開設時より羽幌町社会福祉協議会への事業委託により運営しておりました。その後平成12年度に介護保険法が施行されたことに伴い、施設管理は委託を継続、通所介護事業については社会福祉協議会が北海道から事業認可を受け、行ってきております。この施設管理と事業運営を一体的に行うことにより、効率的かつ円滑な運営が望めるとの判断から、指定管理者制度へと移行したく、先般6月の定例議会において条例改正を行っております。指定管理者の選定につきましては、これまで安定的にサービスを提供している運営実績や利用者負担、隣接しております特別養護老人ホームとの連携などの状況を踏まえ、羽幌町公の施設の指定管理者選定委員会に諮り、非公募により行い、候補者の選定審査を経ており、羽幌町社会福祉協議会を指定管理者として指定したく、提案するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第65号 指定管理者の指定について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎議案第66号～議案第68号

○議長（森 淳君） 日程第14、議案第66号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）、日程第15、議案第67号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議案第68号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました補正予算につきまして、その提案理

由をご説明申し上げます。

一般会計で既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,133万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,276万2,000円とするものでございます。

補正をいたします内容の主なものを申し上げます。歳出で3款民生費、児童福祉費において3,324万3,000円の補正は、本年4月に施行されました子ども・子育て支援新制度に基づき、認定こども園や放課後児童健全育成事業を行う事業者に対して、利用する児童数などに応じて負担する施設型給付費が確定したことから、補正をするものでございます。給付費の負担割合は、認定こども園の幼稚園部門の一部については北海道と羽幌町が2分の1を負担し、残りは国2分の1、北海道及び羽幌町がそれぞれ4分の1の負担となっております。また、放課後児童健全育成事業については、それぞれ3分の1の負担となっております。

以上で一般会計の説明を終わりました、次に国民健康保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ174万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,672万8,000円とするものでございます。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出で1款総務費、一般管理費において職員手当等174万円の補正は、時間外手当等の職員人件費の不足に伴う補正でございます。財源につきましては、一般会計繰入金を充てております。

次に、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ11万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,008万5,000円とするものでございます。

補正をいたします内容を事業勘定別に申し上げます。まず、保健事業勘定の歳出で3款地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費において11万1,000円の減額補正は、権利擁護事業の講師謝礼金を補助対象事業の関連から一般会計に組みかえる補正で、これにより北海道から92%が助成されます。

歳入においては、介護保険料、国庫支出金、道補助金、繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

次に、介護サービス事業勘定の歳出で2款事業費、デイサービスセンター整備事業費において170万円の財源補正は、事業費が過疎対策事業債の該当となったことによる一般会計繰入金の減額でございます。整備内容は、デイサービスセンター車庫のシャッター取りかえでございます。

以上が今回補正をいたします予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前 11 時 27 分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から提案理由の説明の修正がありましたので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 大変お時間をいただきまして、申しわけございません。

一般会計で予算の総額を歳入歳出読み間違えましたので、これから申し上げる数字にご訂正をお願いいたします。予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 7,272 万 6,000 円とするものでございます。以上、訂正をお願いいたします。

終わります。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 続きまして、私から一般会計の内容をご説明いたします。

12 ページをお開き願います。歳出でございますが、2 款総務費、一般管理費において通信運搬費 8 万 6,000 円の補正は、まちづくり応援寄附金事務による郵便料等の増額補正でございます。同じく、選挙人名簿システム整備事業負担金 3 万 7,000 円の補正は、公職選挙法の一部を改正する法律による選挙権年齢引き下げに伴うシステム改修負担金で、国から 2 分の 1 が補助され、残りは一般財源となります。

次に、3 款民生費、社会福祉費において講師謝礼金 1 万 1,000 円の補正は、先ほど町長から説明のありました介護保険事業からの組みかえ分でございます。同じく、国民健康保険事業特別会計繰出金 1 万 7 千 4 百円の補正は、職員人件費の増額補正に伴う繰出金でございます。

同じく、介護福祉費において介護保険事業特別会計繰出金 1 万 7 千 2 百 2 千 0 百 0 円の補正は、デイサービスセンター車庫シャッター取りかえに伴う減額補正の繰出金でございます。

次に、4 款衛生費、保健衛生費において乳幼児医療扶助費 4 万 7 千 2 百円の補正は、従来実施していた小学生及び中学生の医療費無償化について申請による後払い方式の償還払いから窓口で無償化となる現物給付に変更したことに伴い、支給額が増加予定であることから、補正するものでございます。

同じく、公害対策費において 5 万 2,000 円の補正は、羽幌町の環境を守る基本計画の見直し検討を行うための審議会開催の増加補正でございます。

6 款農林水産業費、野生動物対策費において特別旅費 3 万 8 千 4 百 0 0 0 円の補正は、天売海鳥保護対策事業の野良猫対策として天売猫の譲渡会や関係機関との打ち合わせ等のための旅費が不足することから、補正をするものでございます。

7 款商工費、観光費においてリバーサイド施設改修工事請負費 1 万 2 千 6 百 0 0 0 円の補正は、いきいき交流センター 7 階の外壁面に設置しております吸気フードが強風に

より脱落したため、修繕工事を実施するもので、工事費の2分の1については建物災害共済の保険適用となり、工事实施後補填されることとなります。

10款教育費、バス運行費において修繕料58万3,000円の補正は、平成4年式スクールバスのタイヤハウスの腐食に伴い、前後輪部分の座席フロアの板金補修を実施するものでございます。

次に、一般会計4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正でございます。財務会計システム更新事業は、OSが切りかわったことによるシステム更新が必要となっており、その際発生するデータコンバートや環境整備のための作業日程から本年度中の契約として債務負担行為をするものでございます。同じく、固定資産台帳更新事業は、平成28年度中に作成を予定している各種財務諸表の準備作業としてデータ作成等が必要であり、債務負担行為をするものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございますが、9月議会で承認いただきました企業振興促進事業に合わせて起債限度額を補正するものでございます。

以上、私からの説明は終わらせていただきますが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第66号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）について歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2

号)について、歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎発議第20号

○議長(森 淳君) 日程第17、発議第20号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、派遣する議員については、案件を勘案の上、その都度議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第20号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第21号

○議長（森 淳君） 日程第18、発議第21号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事項調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第21号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎日程の追加

○議長（森 淳君） お諮りします。

ただいま町長から議案第69号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第69号

○議長（森 淳君） 追加日程第1、議案第69号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま追加提案となりました平成27年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億8,272万6,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、道有財産の購入でございます。2款総務費、財産管理費において土地、家屋購入費1,000万円の補正は、地元企業の事業拡大、規模拡大計画に必要な財産について、企業振興促進条例に基づき特別助成として支援する事業でございます。

歳入につきましては、同額売払収入として計上しております。

以上、今回追加提案となりました補正予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから議案第69号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、平成27年第6回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前11時40分）